

令和4年2月14日

各高齢者施設・住まい
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

まん延防止等重点措置の延長に係る感染防止対策の徹底について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。令和4年2月10日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで延長されました。

それを受け、同日、県対策本部会議を開催し、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

つきましては、高齢者施設等においても感染防止対策の徹底及びサービス提供の継続について、引き続き【別紙】のとおり対応をお願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
- 3 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

（別紙、別添の掲載場所）

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topicid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)